

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年10月20日（平成28年（行個）諮問第158号）

答申日：平成29年3月22日（平成28年度（行個）答申第204号）

事件名：本人に対する特定の説明の根拠等に関する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。このうち、別表の1に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報を「本件請求保有個人情報1」といい、別表の2に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報を「本件請求保有個人情報2」という。）につき、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の一部として「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）の写し」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示するとともに、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報のうち本件対象保有個人情報を除くもの及び本件請求保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報について保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月14日付け20160815統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求めるものである。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

今回、審査請求人が経済産業省に開示請求を行った文書のうち、不開示とされた「『PDFの写しも原本（正本）の種類のひとつと捉えているので、審査請求人が求めた原本（正本）の写しとして（PDFの写しとは認識しつつ）交付した』との説明（PDF＝原本）の根拠、その説明内容を正当なものと審査請求人に伝えられるとの判断に至った経緯等に関する全ての文書（メール、メモ等文書の体裁は問わない。）」につ

いては、

ア 法令上も用いられている「原本（法令によっては正本）」という用語に対する一般常識的な概念からすれば、経済産業省が主張する「PDF＝原本」という考えは到底受け入れられるものではないこと。

イ また、原本の「写しの交付」はできて、同じ原本の「閲覧」はさせないという経済産業省の決定内容とも矛盾していること。

以上の大きな疑念に対して、法令上も行政機関に「文書主義」が明示的に求められている現在において、このような理解し難い不可解な主張や対応について、経済産業省がその主張や対応をする判断に至るまでに、何らの文献や検討に際しての資料を作成・取得していないとは、これまでの経済産業省の審査請求人の一連の開示請求に係る対応に鑑みても、もはや信用することができない。

経済産業省として、審査請求人の開示請求に対して、改めて、「PDF＝原本」と主張する判断に至るまでの過程で作成・取得した開示すべき文書について、改めて探索・精査・確認を頂くとともに、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において審査請求人が理解・納得し得る理由を示してもらうため、審査請求を行う。

（２）意見書

審査請求人が諮問庁に対して、審査請求人の４回の開示請求の対象が全て「同一の文書」であることに対して、「原本を保有している」ことを前提としていなければ示し得ないはずの「全部開示決定」と、「原本を保有していない」ことを理由とする「不開示決定」という、大臣名の公文書が、ともに有効なまま存在しているという異常な事態に対して、諮問庁自らが真偽を明らかにするよう、開示請求書に「鉱工業動態統計室にのみ任せることなく、経済産業省全体として、行政機関としてあるべき誠実な対応・説明責任の遂行を求める。」との追記をした。

その意図するところは、平成２８年１月の補正依頼の決定文書に審査請求人の自宅に「原本」を送付する旨が明記されていることが判明したことに加え、調査統計グループ全体としては、決定文書に必ず同封されてくる「原本証明」でも明らかのように、「PDFも原本である」といった後付け的な開き直りの虚言が虚言に過ぎないことを調査統計グループも理解はしていると客観的には類推できる状況であるにもかかわらず、それでもなお虚言のみを根拠として正当化を主張し続けようとする調査統計グループの見苦しい対応に対しては、諮問庁全体として、少なくとも全部開示決定については、諮問庁自らが取り消すことを期待したからに他ならない。

また、３回目の開示請求時に交付された表裏両面の写しは、裏面が真

っさらの白紙だったが、平成28年1月に送られてきたものこそ真の原本であるということが物理的にも証明できる状況にある。

真偽については、諮問庁調査統計グループには自ら認める自浄作用は期待できないにしても、諮問庁全体として、審査会の答申を待つことなく、少なくとも真偽のうち「偽」であることが客観的には明らかな「全部開示決定」については早急に取り消し、大臣の名をこれ以上汚さない対応をとることを期待したい。

残念ながら、もはや審査会に判断してもらう次元を超えてしまったことは審査請求人としても理解しており、以降は、情報公開制度ではなく、諮問庁の対応に応じて、裁判所で判断してもらうつもりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人が行った本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、平成28年9月14日付け20160815統第1号により、別表のとおり、本件請求保有個人情報1については、「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）」（以下「別件請求書」という。）の写しに記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報1-1」という。）及び同書の原本に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報1-2」という。）を求めていると解し、本件請求保有個人情報1-1として本件対象保有個人情報を特定し、開示するとともに、本件請求保有個人情報1-2及び本件請求保有個人情報2については、保有していないため、不開示とする原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁の探索が不十分とし、存在しているべき本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

- (1) 開示請求書に記録された開示を請求する保有個人情報のうち、本件請求保有個人情報1については、本件対象保有個人情報を特定し、不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示とした。

本件請求保有個人情報1-2については、補正依頼のため、処分庁は別件請求書の原本を審査請求人宛てに送付しており、当該保有個人情報が記録された文書を保有していないことから不開示としたものである。

- (2) 開示請求書に記録された開示を請求する保有個人情報のうち、本件請求保有個人情報2については、当該保有個人情報が記録された文書を作成も取得もしていないため不開示とした。

- (3) 審査請求人は存在しているべき本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を開示しよう主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて探索を行ったものの、本件対象保有個人情報以外の存在は

確認できなかった。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成29年2月27日 審議
- ⑤ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、別表のとおり、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の一部として本件対象保有個人情報を特定し、開示するとともに、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報のうち本件対象保有個人情報を除くもの及び本件請求保有個人情報2について不存在につき不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求保有個人情報1については、別表のとおり、別件請求書の写しに記録された本人に係る保有個人情報（本件請求保有個人情報1-1）及び同書の原本に記録された本人に係る保有個人情報（本件請求保有個人情報1-2）を求めているものと解した。

イ 別件請求書については、処分庁は、同請求に対する決裁等に利用する目的で、スキャナーで読み込み、PDF化し、その上で、同書の原本のみ平成28年1月に審査請求人に返戻した。したがって、処分庁は同書の写しは保有しているが、同書の原本は保有していない。

ウ このため、別表のとおり、本件請求保有個人情報1-1に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、開示するとともに、本件請求保有個人情報1-2については保有していないとし

て不開示とする原処分を行った。

(2) 本件請求保有個人情報1については、諮問庁の説明のとおり、本件請求保有個人情報1-1及び本件請求保有個人情報1-2を求めるものと解される。諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は本件請求保有個人情報1-1に該当するものと認められる。また、本件請求保有個人情報1-2については本件意見書(上記第2の2(2))において、審査請求人自らが平成28年1月に同人の自宅に送られてきたものこそ真の原本であるということが物理的にも証明できる状況にある旨述べており、本件請求保有個人情報1-2に該当する保有個人情報は保有しておらず、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件請求保有個人情報2の保有の有無について

本件請求保有個人情報2の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、審査請求人に対し、PDFの写しも原本の類型の一つである旨の説明は行っておらず、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報は保有していないとのことであった。

PDFの写しは原本ではないということを踏まえると、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の上記説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報2の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は同一の文書に対する複数の開示請求に対して全部開示決定と不開示決定という矛盾した内容の決定が併存している旨主張しているが、それぞれ原本の写しの開示請求に対する全部開示決定と、原本そのものの開示請求に対する不開示決定であって、異なる文書の開示請求に対する決定であるから、その処分の内容が異なることは不自然、不合理とはいえない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示するとともに、本件請求保有個人情報1に該当

する保有個人情報のうち本件対象保有個人情報を除くもの及び本件請求保有個人情報 2 につきこれを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報について保有していないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

平成28年8月3日、経済産業省からの審査請求人の利用停止請求書原本（正本）の開示請求に対する経済産業大臣名による「全部開示決定」に対しての、個人情報保護室事務室において行われた「開示の実施」に関連し、以下の2件の文書の開示を請求する。

- 1 8月3日、上記の「“何らの条件も付されていない”全部開示決定」であるにもかかわらず、写しの交付のみしかなされず、立ち会った鉱工業動態統計室担当者から拒まれた状態のまま一週間以上を経過した、上記の利用停止請求書原本（正本）の「閲覧」を含めた再度の開示
- 2 上記（1）の開示の理由を拒む理由として、鉱工業動態統計室担当者から説明があった「PDFの写しも原本（正本）の種類のひとつと捉えているので、審査請求人が求めた原本（正本）の写しとして（PDFの写しとは認識しつつ）交付した」との説明（PDF＝原本）の根拠、その説明内容を正当なものと審査請求人に伝えられるとの判断に至った経緯等に関する全ての文書（メール、メモ等文書の体裁は問わない。）

※上記8月3日の開示の後、鉱工業動態統計室長に説明を求めたものの、これまで同様一切無反応であるため行う開示請求である。

同じ開示請求文書に対し、全部開示決定、不開示決定、そして上記（再度の）全部開示決定という理解しようにもどうにも理解し得ない異常な事態の説明は、本来、開示請求をしなくとも、審査請求人に対して経済産業省からなされていて然るべきものと考えます。

鉱工業動態統計室にのみ任せることなく、経済産業省全体として、行政機関としてあるべき誠実な対応・説明責任の遂行を求める。

別表

	開示請求書に記録された開示を請求する保有個人情報	開示請求の対象となると解される保有個人情報	開示・不開示の別，及び不開示とした部分とその理由
1	<p>8月3日，上記の「“何らの条件も付されていない”全部開示決定」であるにもかかわらず，写しの交付のみしかなされず，立ち会った経済産業省鉱工業動態統計室担当者から拒まれた状態のまま一週間以上を経過した，上記の利用停止請求書原本（正本）の「閲覧」を含めた再度の開示</p>	<p>本件請求保有個人情報 1-1 「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）の写し」</p>	<p>開示</p>
		<p>本件請求保有個人情報 1-2 「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）の原本」</p>	<p>不開示 理由：補正依頼のため本件該当文書を請求人宛てに送付しており，当該文書を保有していないことから不開示とした。</p>
2	<p>上記1の開示の理由を拒む理由として，経済産業省鉱工業動態統計室担当者から説明があった「PDFの写しも原本（正本）の種類のひとつと捉えているので，審査請求人が求めた原本（正本）の写しとして（PDFの写しとは認識しつつ）交付した」との説明（PDF＝原本）の根拠，その説明内容を正当なものとして審査請求人に伝えられるとの判断に至った経緯等に関するすべての文書（メール，メモ等文書の体裁は問わない。）</p>	<p>本件請求保有個人情報2 「上記1の開示の理由を拒む理由として，経済産業省鉱工業動態統計室担当者から説明があった「PDFの写しも原本（正本）の種類のひとつと捉えているので，審査請求人が求めた原本（正本）の写しとして（PDFの写しとは認識しつつ）交付した」との説明（PDF＝原本）の根拠，その説明内容を正当なものとして審査請求人に伝えられるとの判断に至った経緯等に関するすべての文書（メール，メモ等文書の体裁は問わない。）」</p>	<p>不開示 理由：開示請求のあった保有個人情報については，該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした。</p>